

世 監 第 4 6 号

令和4年8月31日

世羅町長 奥田 正和 様

世羅町監査委員 山口 敦允

世羅町監査委員 田原 賢司

令和3年度世羅町経営健全化審査の意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき審査に付された令和3年度世羅町公営企業会計並びに農業集落排水事業特別会計の健全化判断比率の算定基礎となる書類を審査した結果について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定により、次のとおり意見を付して提出します。

令和3年度 経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査しました。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付されたつぎの資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

区 分	資金不足比率 (%)	経営健全化基準(%)	備 考
上水道事業会計	—	20.0	
公共下水道事業会計	—	20.0	
農業集落排水事業特別会計	—	20.0	

(2) 個別意見

ア 資金不足比率について

資金不足比率はいずれの会計も該当せず、経営健全化基準の 20.0%と比較すると、なお、良好な状態にあると認められます。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。